KOBE BUSSAN CO. , LTD.

平成 24 年 12 月 3 日

各　位

会　社　名　株式会社神戸物産
（コード番号：3038　大証第２部）
代表者名　代表取締役社長　沼田　博和
問合せ先　取締役兼
経営企画部門　部門長　矢合　康浩
ＴＥＬ　０７９－４９６－６６１０

# 株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成24年12月３日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

| | | |
|---|---|---|
| （1） | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式　600,000株 |
| （2） | 売出人及び売出株式数 | 沼田昭二　600,000株 |
| （3） | 売出価格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成24年12月10日（月）から平成24年12月12日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。） |
| （4） | 売出方法 | みずほインベスターズ証券株式会社及び大和証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| （5） | 申込期間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の２営業日後の日まで。 |
| （6） | 受渡期日 | 平成24年12月20日（木） |
| （7） | 申込証拠金 | １株につき売出価格と同一金額とする。 |
| （8） | 申込株数単位 | 100株 |

（9）　売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　沼田博和に一任する。
(10)　本株式売出しについては、平成24年12月３日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意：　この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

２．株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞２.を参照のこと。）

| | | |
|---|---|---|
| （１） | 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式　90,000株<br>なお、株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。 |
| （２） | 売出人 | みずほインベスターズ証券株式会社 |
| （３） | 売出価格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| （４） | 売出方法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から90,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| （５） | 申込期間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| （６） | 受渡期日 | 平成24年12月20日（木） |
| （７） | 申込証拠金 | １株につき売出価格と同一金額とする。 |
| （８） | 申込株数単位 | 100株 |

（９）　売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長沼田博和に一任する。

(10)　本株式売出しについては、平成24年12月３日（月）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。なお、引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

＜ご参考＞

１．売出しの目的

当社は本日、株式会社大阪証券取引所より、当社普通株式の大阪証券取引所市場第一部指定のご承認をいただいております。今般、一部指定に併せ上記売出しを実施することといたしましたが、これは当社普通株式の一層の流動性向上を目的としたものであります。

２．オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から90,000株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、90,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほインベスターズ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成24年12月20日(木)から平成24年12月21日(水)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、みずほインベスターズ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年12月21日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほインベスターズ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほインベスターズ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほインベスターズ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

みずほインベスターズ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行う予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほインベスターズ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からみずほインベスターズ証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

ご注意：　この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である沼田昭二並びに当社株主である沼田峰子、小河真寿美、沼田博和及び公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団は、みずほインベスターズ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほインベスターズ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほインベスターズ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほインベスターズ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行又は処分、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほインベスターズ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。